コーポレート・ガバナンス

企業は、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会に支えられた存在であるとの基本認識に立ち、私どもは、企業の行動・運営方法が公正、公平、透明であり、法律を遵守するものでなければならないと考えています。TDKでは、従来からこの基本認識のもとに、企業の内部統制の諸制度を整備してきましたが、さらにこれを担保する手段として、社外役員の招聘、役員報酬の算定に関する社外メンバーの参画、企業倫理徹底のための教育および普及活動などを実施しています。

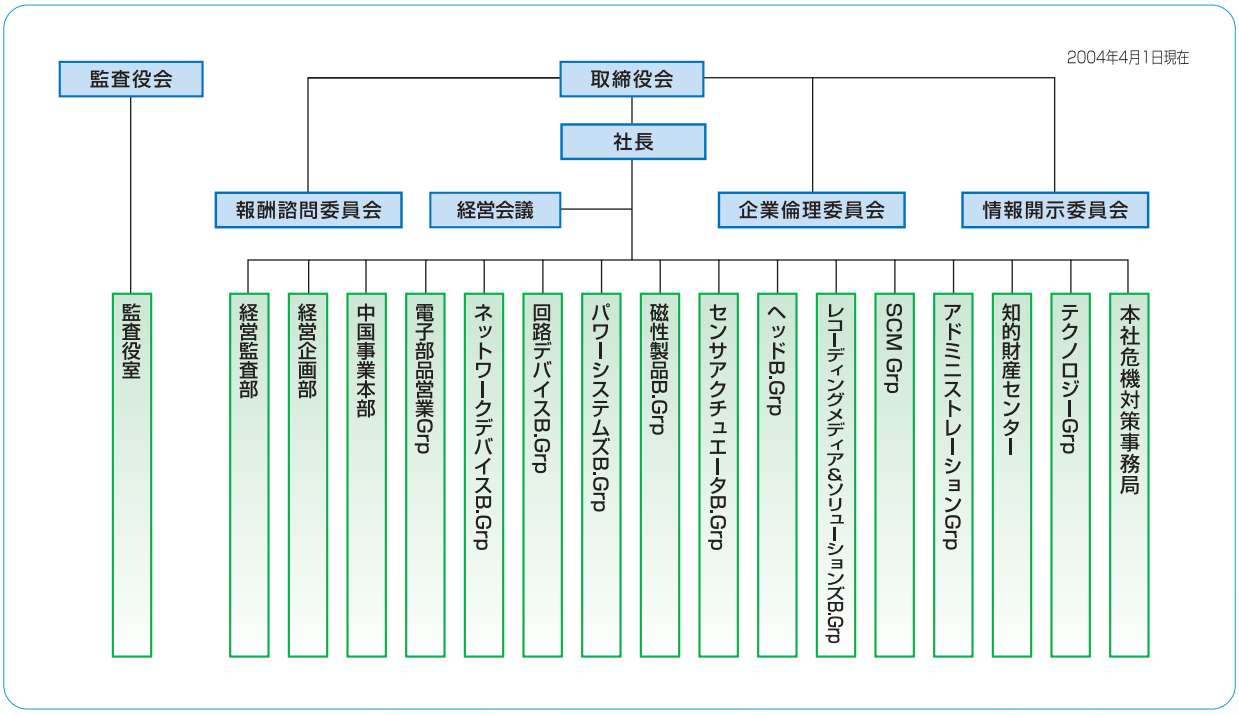

TDKは、監査役制度を採っていますが、監査役5名のうち3名が社外監査役であり、また取締役7名のうち1名が社外取締役です。役員報酬の透明性を確保するため、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会を設置しています。また企業倫理の徹底を図るため、企業倫理委員会を設置するとともに、国内外の子会社全てを含めたグローバルな企業倫理体制を構築し、継続的に活動を行っています。全子会社には、倫理協議会を置いています。企業倫理委員会・倫理協議会とは別に相談窓口(ヘルプライン)を設置し、意見・情報を社内から汲み上げる体制をとっています。また、執行役員制度を採用し、意思決定・監視をする取締役と業務執行を担当する執行役員の責任所在を明確にしています。執行役員は、取締役会の決定した事項をそれぞれの事業部門で執行します。監査役は取締役の行動を監視するのみならず、必要に応じて職務遂行状況まで監査します。経営監査部は、業務全般の執行状況を監査します。さらに、社外の顧問弁護士から、起こり得るリスクについて助言、警告を受ける体制があります。

大企業での会計不祥事発生を契機として制定された、コーポレート・ガバナンスに関する厳格な法律である米国サーベンス・オックスレー法に適合するため、社外の専門家を含むプロジェクト・チームを編成し、根本的な企業体制の見直しと内部統制の確立に向けた施策や、会計監査人の公正さと独立性を保つための委託業務の制限策を実行しています。また、2003年6月の株主総会において、経営環境の変化に対応して、最適な経営体制を機動的に構築するとともに株主の皆様からの信任を得る機会を増やすため、取締役の任期を1年に短縮することを決定しました。